

事務連絡  
令和2年6月13日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関する  
感染拡大予防ガイドライン等の定着に向けた取組等について

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年5月25日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第5項の規定に基づき、緊急事態解除宣言を行うとともに、同条第6項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）を変更しました。

変更後の基本的対処方針においては、「緊急事態宣言が解除された後は、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととなる。その場合において、後述する感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践が前提となる。」とされております。

感染拡大予防ガイドラインについては、各業界団体が主体となって作成されており、6月13日現在、重点的な感染対策が必要な業種（「接待を伴う飲食業（キャバレー等）」、「ライブハウス」、「特定遊興飲食業（ナイトクラブ等）」、「バー」、「カラオケ」及び「フィットネスクラブ」をいう。以下同じ。）のガイドラインも含め、138のガイドラインが既に策定、公表されたところです。

今後、「新しい生活様式」や、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践され、その取組を広く社会経済全体に定着させることによって、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくためには、各地方公共団体において、主体的かつ積極的に取組を行っていただく必要があります。

については、新型コロナウイルス感染症対策に関する、感染拡大予防ガイドライン等の定着に向けた取組等について、下記1から3までのとおり、ご対応をお願いいたします。

また、各都道府県におかれでは、貴都道府県内の市町村にも、下記1及び2について、周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1 感染拡大予防ガイドライン等の定着に向けた周知等

基本的対処方針三（3）③において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める。」とされていることを踏まえ、重点的な感染対策が必要な業種を含め、感染拡大予防ガイドライン等が実践され、その取組の定着が図られるよう、保健所、地域の経営者団体、事業者の組合等の関係機関と連携して、事業者に対して、十分な周知等を行うこと。

(注) 小規模事業者持続化補助金として、業種別ガイドラインに沿った感染対策への投資について最大50万円の事業再開枠が設けられているが、令和2年度第2次補正予算により、重点的な感染対策が必要な業種については、補助金の上限が更に50万円上乗せ（最大200万円）。

### 2 感染拡大予防ガイドライン等及び「新しい生活様式」の定着に向けた取組等

各地方公共団体においては、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくため、事業者及び関係団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践され、その取組を定着させていくとともに、「新しい生活様式」を定着させることができるよう、周知、広報にとどまらず、個々の事業者等に働きかけを行うなど、これらを積極的に推進していく取組を行うこと。

### 3 感染拡大予防ガイドライン等及び「新しい生活様式」の定着に向けた取組状況等に係る調査

2に関して、緊急事態宣言の解除後における貴都道府県の取組状況等について把握する必要があることから、別紙（質問票）に記載の上、【6月18日】までに、下記連絡先まで回答すること。

#### （別紙）質問票

（参考資料1）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等（抜粋）

（参考資料2）業種別ガイドライン策定状況（6月13日）

（参考資料3）社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

（参考資料4）ライブホール、ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

（参考資料5）特定遊興飲食店（ナイトクラブ）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

- (参考資料6) オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- (参考資料7) カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- (参考資料8) FIA フィットネス関連施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン

(照会先)

<感染拡大予防ガイドライン等の周知等について>

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

総括担当 兼井・秋山・森岡・福田

直通 03 (6257) 1309

<その他の事項（3の調査を含む）について・質問票提出先>

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・宮内・小田切・渡邊

直通 03 (6257) 3086